

令和7年2月4日
中央図書館

世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和7年10月に施設使用料等を改定するため、令和7年区議会第一回定例会に世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加の背景として、施設使用料等の見直しの考え方にに基づき、料金改定を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年2月	令和7年区議会第一回定例会（条例改正案）
3月	公布（同日施行）
10月	改定後料金適用開始

世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立図書館条例 昭和41年10月15日条例第44号</p> <p>改正</p> <p>昭和43年3月1日条例第8号 昭和43年12月7日条例第59号 昭和44年12月1日条例第43号 昭和47年12月1日条例第46号 昭和49年12月1日条例第50号 昭和54年9月29日条例第56号 昭和55年4月1日条例第21号 昭和56年6月20日条例第41号 昭和59年6月20日条例第40号 昭和59年12月1日条例第58号 昭和63年3月15日条例第25号 平成元年6月21日条例第42号 平成6年3月14日条例第22号 平成10年3月12日条例第34号 平成18年6月20日条例第58号 平成27年10月2日条例第44号 平成28年6月24日条例第40号 令和2年3月4日条例第23号 <u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>世田谷区立図書館条例 東京都世田谷区立図書館条例（昭和25年10月東京都世田谷区条例第10号）の全部を改正する。 （設置）</p>	<p>○世田谷区立図書館条例 昭和41年10月15日条例第44号</p> <p>改正</p> <p>昭和43年3月1日条例第8号 昭和43年12月7日条例第59号 昭和44年12月1日条例第43号 昭和47年12月1日条例第46号 昭和49年12月1日条例第50号 昭和54年9月29日条例第56号 昭和55年4月1日条例第21号 昭和56年6月20日条例第41号 昭和59年6月20日条例第40号 昭和59年12月1日条例第58号 昭和63年3月15日条例第25号 平成元年6月21日条例第42号 平成6年3月14日条例第22号 平成10年3月12日条例第34号 平成18年6月20日条例第58号 平成27年10月2日条例第44号 平成28年6月24日条例第40号 令和2年3月4日条例第23号</p> <p>世田谷区立図書館条例 東京都世田谷区立図書館条例（昭和25年10月東京都世田谷区条例第10号）の全部を改正する。 （設置）</p>

改正後	改正前
<p>第1条 世田谷区に図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、世田谷区立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。 （構成、名称及び位置）</p>	<p>第1条 世田谷区に図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、世田谷区立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。 （構成、名称及び位置）</p>
<p>第2条 図書館は、中央図書館及び地域図書館によって構成する。 2 中央図書館及び地域図書館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 （事業）</p>	<p>第2条 図書館は、中央図書館及び地域図書館によって構成する。 2 中央図書館及び地域図書館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 （事業）</p>
<p>第3条 図書館は、次に掲げる事業を行う。 （1） 図書館法第3条各号に掲げる事項に関する事業 （2） プラネタリウムに関する事業（中央図書館に限る。） （3） 前2号に掲げるもののほか、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業 （利用の制限等）</p>	<p>第3条 図書館は、次に掲げる事業を行う。 （1） 図書館法第3条各号に掲げる事項に関する事業 （2） プラネタリウムに関する事業（中央図書館に限る。） （3） 前2号に掲げるもののほか、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業 （利用の制限等）</p>
<p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、図書館の利用を制限し、又は禁止することができる。 （1） 他人に迷惑をかけ、又は図書館の施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 （2） 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 2 図書館を利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他教育委員会の指示を守らなければならない。 （指定管理者による管理）</p>	<p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、図書館の利用を制限し、又は禁止することができる。 （1） 他人に迷惑をかけ、又は図書館の施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 （2） 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 2 図書館を利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他教育委員会の指示を守らなければならない。 （指定管理者による管理）</p>
<p>第5条 図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 （指定管理者の指定の手続）</p>	<p>第5条 図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 （指定管理者の指定の手続）</p>
<p>第6条 指定管理者の指定は、特別の事情があると認める場合を除き、公募を経て行うものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他教育</p>	<p>第6条 指定管理者の指定は、特別の事情があると認める場合を除き、公募を経て行うものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他教育</p>

改正後	改正前
<p>委員会規則で定める書類を教育委員会に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、図書館の設置の目的を最も効果的に達成することができることを認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 図書館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。</p> <p>(2) 図書館の効用を最大限に発揮させることができること。</p> <p>(3) 図書館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準</p> <p>4 指定管理者を指定した旨の公告に係る事務は、教育委員会が処理するものとする。</p> <p>(指定管理者の業務等)</p> <p>第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務のうち、教育委員会が指定した業務</p> <p>(2) 第4条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときに、図書館の利用を制限し、又は禁止すること。</p> <p>(3) 図書館の施設及び設備の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務</p> <p>2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、図書館の適正な管理を行わなければならない。</p> <p>(附帯施設)</p> <p>第8条 中央図書館には、プラネタリウムを設ける。</p> <p>(プラネタリウムの観覧)</p>	<p>委員会規則で定める書類を教育委員会に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、図書館の設置の目的を最も効果的に達成することができることを認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 図書館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。</p> <p>(2) 図書館の効用を最大限に発揮させることができること。</p> <p>(3) 図書館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準</p> <p>4 指定管理者を指定した旨の公告に係る事務は、教育委員会が処理するものとする。</p> <p>(指定管理者の業務等)</p> <p>第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務のうち、教育委員会が指定した業務</p> <p>(2) 第4条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときに、図書館の利用を制限し、又は禁止すること。</p> <p>(3) 図書館の施設及び設備の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務</p> <p>2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、図書館の適正な管理を行わなければならない。</p> <p>(附帯施設)</p> <p>第8条 中央図書館には、プラネタリウムを設ける。</p> <p>(プラネタリウムの観覧)</p>

改正後	改正前
<p>第9条 プラネタリウムを観覧しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。</p>	<p>第9条 プラネタリウムを観覧しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。</p>
<p>(観覧の不承認)</p>	<p>(観覧の不承認)</p>
<p>第10条 教育委員会は、施設の管理上支障があると認めるときは、観覧の承認をしない。</p>	<p>第10条 教育委員会は、施設の管理上支障があると認めるときは、観覧の承認をしない。</p>
<p>(観覧の条件)</p>	<p>(観覧の条件)</p>
<p>第11条 教育委員会は、観覧の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。</p>	<p>第11条 教育委員会は、観覧の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。</p>
<p>(観覧料)</p>	<p>(観覧料)</p>
<p>第12条 プラネタリウムの観覧料（以下「観覧料」という。）は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>第12条 プラネタリウムの観覧料（以下「観覧料」という。）は、別表第2のとおりとする。</p>
<p>2 前項の観覧料は、観覧の際に納付しなければならない。</p>	<p>2 前項の観覧料は、観覧の際に納付しなければならない。</p>
<p>3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>(観覧料の不還付)</p>	<p>(観覧料の不還付)</p>
<p>第13条 既に納めた観覧料は、還付しない。ただし、プラネタリウムの観覧の承認を受けた者（以下「観覧者」という。）の責任でない理由により観覧することができなくなったときは、観覧料を還付することができる。</p>	<p>第13条 既に納めた観覧料は、還付しない。ただし、プラネタリウムの観覧の承認を受けた者（以下「観覧者」という。）の責任でない理由により観覧することができなくなったときは、観覧料を還付することができる。</p>
<p>(承認の取消し等)</p>	<p>(承認の取消し等)</p>
<p>第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、観覧の承認を取り消し、観覧の条件を変更し、又は観覧を停止することができる。</p>	<p>第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、観覧の承認を取り消し、観覧の条件を変更し、又は観覧を停止することができる。</p>
<p>(1) 観覧者が観覧の条件に違反したとき。</p>	<p>(1) 観覧者が観覧の条件に違反したとき。</p>
<p>(2) 観覧者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p>	<p>(2) 観覧者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p>
<p>(3) 災害その他の事故により観覧することができなくなったとき。</p>	<p>(3) 災害その他の事故により観覧することができなくなったとき。</p>

改正後	改正前
<p>(損害賠償)</p> <p>第15条 施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、昭和41年11月1日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和43年3月1日条例第8号)</p> <p>この条例は、昭和43年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和43年12月7日条例第59号)</p> <p>この条例は、昭和44年2月1日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和44年12月1日条例第43号)</p> <p>この条例は、昭和45年3月1日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和47年12月1日条例第46号)</p> <p>この条例の施行期日は、委員会規則で定める。(昭和48年2月世教委規則第2号で、東京都世田谷区立奥沢図書館の項は、同48年3月1日から、昭和48年6月世教委規則第6号で、東京都世田谷区立玉川台図書館の項は、同48年6月1日から施行)</p> <p>付 則 (昭和49年12月1日条例第50号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立代田図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。(昭和50年1月24日＝昭和50年1月10日付 東京都世田谷区教育委員会告示第1号)</p> <p>付 則 (昭和54年9月29日条例第56号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立烏山図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。(昭和54年10月2日＝昭和54年10月2日付 東京都世田谷区教育委員会告示第3</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第15条 施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、昭和41年11月1日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和43年3月1日条例第8号)</p> <p>この条例は、昭和43年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和43年12月7日条例第59号)</p> <p>この条例は、昭和44年2月1日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和44年12月1日条例第43号)</p> <p>この条例は、昭和45年3月1日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和47年12月1日条例第46号)</p> <p>この条例の施行期日は、委員会規則で定める。(昭和48年2月世教委規則第2号で、東京都世田谷区立奥沢図書館の項は、同48年3月1日から、昭和48年6月世教委規則第6号で、東京都世田谷区立玉川台図書館の項は、同48年6月1日から施行)</p> <p>付 則 (昭和49年12月1日条例第50号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立代田図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。(昭和50年1月24日＝昭和50年1月10日付 東京都世田谷区教育委員会告示第1号)</p> <p>付 則 (昭和54年9月29日条例第56号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立烏山図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。(昭和54年10月2日＝昭和54年10月2日付 東京都世田谷区教育委員会告示第3</p>

改正後	改正前
<p>号)</p> <p>付 則 (昭和55年4月1日条例第21号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立下馬図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。(昭和55年5月24日＝昭和55年5月21日付 東京都世田谷区教育委員会告示第1号)</p> <p>付 則 (昭和56年6月20日条例第41号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立深沢図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。(昭和56年7月19日＝昭和56年7月11日付 東京都世田谷区教育委員会告示第7号)</p> <p>付 則 (昭和59年6月20日条例第40号)</p> <p>この条例は、昭和59年7月10日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和59年12月1日条例第58号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立桜丘図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。(昭和59年12月18日＝昭和59年12月14日付 東京都世田谷区教育委員会告示第2号)</p> <p>付 則 (昭和63年3月15日条例第25号)</p> <p>この条例は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、東京都世田谷区立中央図書館及び東京都世田谷区立尾山台図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。(中央図書館は、昭和63年7月26日＝昭和63年7月19日付 東京都世田谷区教育委員会告示第7号・尾山台図書館は、昭和63年4月6日＝昭和63年4月1日付 東京都世田谷区教育委員会告示第6号)</p> <p>付 則 (平成元年6月21日条例第42号)</p> <p>この条例は、平成元年7月1日から施行する。ただし、東京都世田谷区立上北沢図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。(平</p>	<p>号)</p> <p>付 則 (昭和55年4月1日条例第21号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立下馬図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。(昭和55年5月24日＝昭和55年5月21日付 東京都世田谷区教育委員会告示第1号)</p> <p>付 則 (昭和56年6月20日条例第41号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立深沢図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。(昭和56年7月19日＝昭和56年7月11日付 東京都世田谷区教育委員会告示第7号)</p> <p>付 則 (昭和59年6月20日条例第40号)</p> <p>この条例は、昭和59年7月10日から施行する。</p> <p>付 則 (昭和59年12月1日条例第58号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立桜丘図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。(昭和59年12月18日＝昭和59年12月14日付 東京都世田谷区教育委員会告示第2号)</p> <p>付 則 (昭和63年3月15日条例第25号)</p> <p>この条例は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、東京都世田谷区立中央図書館及び東京都世田谷区立尾山台図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。(中央図書館は、昭和63年7月26日＝昭和63年7月19日付 東京都世田谷区教育委員会告示第7号・尾山台図書館は、昭和63年4月6日＝昭和63年4月1日付 東京都世田谷区教育委員会告示第6号)</p> <p>付 則 (平成元年6月21日条例第42号)</p> <p>この条例は、平成元年7月1日から施行する。ただし、東京都世田谷区立上北沢図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。(平</p>

改正後	改正前								
成元年 7 月 21 日 = 平成元年 7 月 14 日付 東京都世田谷区教育委員会告示第 6 号)	成元年 7 月 21 日 = 平成元年 7 月 14 日付 東京都世田谷区教育委員会告示第 6 号)								
附 則 (平成 6 年 3 月 14 日条例第 22 号) この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。	附 則 (平成 6 年 3 月 14 日条例第 22 号) この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。								
附 則 (平成 10 年 3 月 12 日条例第 34 号) この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。(粕谷図書館は、平成 10 年 5 月 29 日・鎌田図書館は、同年 6 月 7 日 = 平成 10 年 5 月 13 日付 世田谷区教育委員会規則第 8 号)	附 則 (平成 10 年 3 月 12 日条例第 34 号) この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。(粕谷図書館は、平成 10 年 5 月 29 日・鎌田図書館は、同年 6 月 7 日 = 平成 10 年 5 月 13 日付 世田谷区教育委員会規則第 8 号)								
附 則 (平成 18 年 6 月 20 日条例第 58 号) この条例は、平成 18 年 7 月 26 日から施行する。	附 則 (平成 18 年 6 月 20 日条例第 58 号) この条例は、平成 18 年 7 月 26 日から施行する。								
附 則 (平成 27 年 10 月 2 日条例第 44 号) この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。(平成 28 年 3 月世教委規則第 7 号で、同 28 年 4 月 1 日から施行)	附 則 (平成 27 年 10 月 2 日条例第 44 号) この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。(平成 28 年 3 月世教委規則第 7 号で、同 28 年 4 月 1 日から施行)								
附 則 (平成 28 年 6 月 24 日条例第 40 号) この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。(平成 28 年 8 月世教委規則第 15 号で、同 28 年 9 月 1 日から施行)	附 則 (平成 28 年 6 月 24 日条例第 40 号) この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。(平成 28 年 8 月世教委規則第 15 号で、同 28 年 9 月 1 日から施行)								
附 則 (令和 2 年 3 月 4 日条例第 23 号) この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。(令和 3 年 12 月世教委規則第 19 号で、同 3 年 12 月 20 日から施行)	附 則 (令和 2 年 3 月 4 日条例第 23 号) この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。(令和 3 年 12 月世教委規則第 19 号で、同 3 年 12 月 20 日から施行)								
<u>附 則 (令和 年 月 日条例第 号)</u>									
<u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u>									
<u>2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、令和 7 年 10 月 1 日以後の観覧に係る観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。</u>									
別表第 1 (第 2 条関係)	別表第 1 (第 2 条関係)								
1 中央図書館	1 中央図書館								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 1402 618 1428">名称</th> <th data-bbox="618 1402 1066 1428">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 1402 1612 1428">名称</th> <th data-bbox="1612 1402 2069 1428">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置		
名称	位置								
名称	位置								

改正後			改正前			
世田谷区立中央図書館		東京都世田谷区弦巻三丁目16番8号	世田谷区立中央図書館		東京都世田谷区弦巻三丁目16番8号	
2 地域図書館			2 地域図書館			
名称	位置		名称	位置		
世田谷区立梅丘図書館	東京都世田谷区代田四丁目38番10号		世田谷区立梅丘図書館	東京都世田谷区代田四丁目38番10号		
同 世田谷図書館	同 若林四丁目22番13号		同 世田谷図書館	同 若林四丁目22番13号		
同 砧図書館	同 祖師谷三丁目10番4号		同 砧図書館	同 祖師谷三丁目10番4号		
同 奥沢図書館	同 奥沢三丁目47番8—201号		同 奥沢図書館	同 奥沢三丁目47番8—201号		
同 玉川台図書館	同 玉川台一丁目6番15号		同 玉川台図書館	同 玉川台一丁目6番15号		
同 代田図書館	同 代田六丁目34番13号		同 代田図書館	同 代田六丁目34番13号		
同 烏山図書館	同 南烏山六丁目2番19号		同 烏山図書館	同 南烏山六丁目2番19号		
同 下馬図書館	同 下馬二丁目32番1号		同 下馬図書館	同 下馬二丁目32番1号		
同 深沢図書館	同 深沢四丁目33番11号		同 深沢図書館	同 深沢四丁目33番11号		
同 桜丘図書館	同 桜丘五丁目14番1号		同 桜丘図書館	同 桜丘五丁目14番1号		
同 尾山台図書館	同 等々力二丁目17番14号		同 尾山台図書館	同 等々力二丁目17番14号		
同 上北沢図書館	同 上北沢三丁目8番9号		同 上北沢図書館	同 上北沢三丁目8番9号		
同 粕谷図書館	同 粕谷四丁目13番6号		同 粕谷図書館	同 粕谷四丁目13番6号		
同 鎌田図書館	同 鎌田三丁目35番1号		同 鎌田図書館	同 鎌田三丁目35番1号		
同 経堂図書館	同 宮坂三丁目1番30号		同 経堂図書館	同 宮坂三丁目1番30号		
別表第2 (第12条関係)			別表第2 (第12条関係)			
区分	一般投影		区分	一般投影		特別投影
	個人	団体 (1人につき)		個人	団体 (1人につき)	
大人	520円	410円	大人	400円	320円	1,300円の範囲内において教育委員会がその都度定める額
						1,000円の範囲内において教育委員会がその都度定める額

改正後				改正前			
子ども(18歳以下(小学校就学の始期に達するまでの者を除く。))	130円	100円	650円の範囲内において教育委員会がその都度定める額	小人	100円	80円	500円の範囲内において教育委員会がその都度定める額
備考				備考			
1 小学校就学の始期に達するまでの者は、無料とする。				1 学齢に達しない者(6歳以下の未就学の者をいう。以下同じ。)は、無料とする。			
2 団体とは、20人(小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)以上の集団をいう。				2 団体とは、20人(学齢に達しない者を除く。)以上の集団をいう。			
				3 大人とは、学齢に達しない者及び小人以外の者をいう。			
				4 小人とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。			